

東京大学低温科学研究センター学内共同利用研究装置使用内規

昭和 52 年 4 月 1 日
制 定
改正 平成 2 年 4 月 1 日
平成 9 年 4 月 1 日
平成 16 年 4 月 1 日
平成 22 年 6 月 22 日
平成 23 年 6 月 6 日
平成 29 年 5 月 31 日
令和 2 年 2 月 1 日
令和 3 年 5 月 21 日

東京大学低温科学研究センター（以下「センター」という。）内に設置されている学内共同利用研究装置（装置名は別表の通り。以下「装置」という。）の使用について、必要な事項を次の通り定める。

1. 目的

使用者は、センターの装置を使用して、極低温を利用した学術研究を積極的に行うことを目的とする。

2. 使用責任者・使用者の資格

- (1) 使用責任者は、本学の教職員とする。
- (2) 使用者は、本学の教職員、学生及びこれに準ずる者に限る。
- (3) 前二号の規定にかかわらず、その他、センター長が特に認めた者は、使用責任者及び使用者になることができる。

3. 使用申請

- (1) 使用責任者は、研究課題毎に所定の申請書をセンター長に提出し、使用許可を受けなければならない。
- (2) 使用期間はその年度限りとする。

4. 使用者の報告

共同利用による研究成果を公表する際は、それがセンターで行われた旨を必ず付記すること。また、使用期間の終了時には、研究課題毎に所定の報告書をセンター長に提出しなければならない。

5. 使用許可の取消

センター長は、使用者が申請課題以外の目的、もしくは不適切な方法で装置を使用した場合は、その使用許可を取り消すものとする。

6. 使用者の義務と責任

- (1) 使用者は、「東京大学低温科学研究センター利用の手引(共同利用部門編)」に定められた事項を遵守し、センター教職員の指示に従わなければならない。

(2) 使用責任者は、使用者が装置使用中、誤操作等により装置に損害を与えたときは、その責任を負うものとする。

7. 使用料金

使用料金は、運営委員会で決定し、部局間振替または請求書により徴収する。

附則

この内規は、令和3年5月21日から施行する。

別表：低温科学研究センター学内共同研究利用装置

SQUID 磁化測定装置 (カンタムデザイン社 MPMS)

磁化物性評価システム (カンタムデザイン社 MPMS3)

物性評価システム (カンタムデザイン社 PPMS)

14T 超伝導電磁石

希釈冷凍機